

伊勢崎市監査委員告示第 5 号

公 表 書

令和5年度財政援助団体等監査を執行したので、地方自治法第199条第9項の規定に基づきその結果を別紙のとおり公表する。

令和 6 年 4 月 2 日

伊勢崎市監査委員	光	山	喜一郎
同	高	田	嘉郎
同	伊	藤	純子

記

- 1 財政援助団体等監査結果報告書
補助金団体
職業訓練法人 伊勢崎佐波職業訓練協会
伊勢崎佐波高等職業訓練校（産業経済部商工労働課）
伊勢崎市職業訓練事業補助金

令和 5 年度財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の基準

監査委員は、伊勢崎市監査基準（令和 2 年 3 月 1 2 日監査委員訓令甲第 1 号）に準拠し実施した。

2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 1 9 9 条第 7 項）

3 監査の日程及び対象

令和 6 年 1 月 1 8 日（木）

○補助金団体

職業訓練法人 伊勢崎佐波職業訓練協会

伊勢崎佐波高等職業訓練校（産業経済部商工労働課）

伊勢崎市職業訓練事業補助金

4 監査の着眼点

所管部局に関しては、補助金の決定は法令等に適合しているか、補助金の交付目的及び補助対象の事業の内容は明確か、補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。

補助金団体に関しては、事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか、事業は計画及び交付条件に従って実施され十分効果が挙げられているか、補助金が補助対象事業以外に流用されていないか、出納関係帳票の整備、記帳は適正か、補助金に係る収支の会計経理は適正か。

5 監査の実施内容

（ 1 ） 予備監査

本監査に先立ち監査委員事務局職員により、下記事項を重点に関係書類を試査又は精査をして予備監査を実施した。

ア 決算関係書類の整備状況について

イ 予算の執行状況について

ウ 諸帳簿の記帳、整理、保管状況について

エ 金銭の出納、預金通帳の管理について

(2) 本監査

当該監査は、伊勢崎佐波高等職業訓練校において、監査委員3名と事務局職員が、提出資料と予備監査結果に基づき、事務責任者、所管部局職員と質疑応答方式で実施した。

6 監査の結果

伊勢崎佐波高等職業訓練校は、職業訓練法人伊勢崎佐波職業訓練協会が母体となって運営を行っており、職業能力開発促進法に基づき群馬県知事が認定した認定職業訓練校である。昭和39年に開校し、これまで1,500人以上の卒業生を産業界に送り出しており、地域における職業訓練体制を確立し、健全な職業人の養成、技能向上を図ることにより地域産業界の発展に寄与している。

監査を実施した結果、運営、事務執行について、事業目的に沿って行われており、規定に基づく義務の履行についても概ね適正に実行されていることが認められた。

今後も引き続き関係部局と連携を図り、各種事業を実施しながら、適正な管理運営を期待するものである。